

議案第 2 号

市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和 4 6 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表市川市立信篤幼稚園の項及び市川市立新浜幼稚園の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 7 年度において市川市立信篤幼稚園又は市川市立新浜幼稚園に入園することができる者は、市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例第 3 条の規定にかかわらず、平成 3 1 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日までの間に生まれた者であつて、同条に規定する支給認定を受けた保護者が現に監護する当該支給認定に係るものとする。この場合において、同条例第 2 条の表市川市立信篤幼稚園の項及び市川市立新浜幼稚園の項中「1 4 0 名」とあるのは、「7 0 名」とする。

理 由

市川市立信篤幼稚園及び市川市立新浜幼稚園の廃止に係る方針に基づき、これらの幼稚園を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。